

○みどり市ごみ及び家電等の不法投棄禁止条例

平成18年3月27日

条例第140号

わたしたち市民は、清潔で美しいまちづくりをめざし、美しい景観と住み良い環境を次の世代の人たちに引き継いでいく責任があります。

渡良瀬川上流域に住むわたしたちは、水源地域として、河川や土壌の汚染を防いでいかなければなりません。ここに市民一人一人の環境美化に対する意識向上を願ってこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び土地所有者等並びに市が協働して、市内におけるごみ及び家電等の投棄及び散乱を防止するため、必要な事項について定め、清潔で美しいまちづくりを進め、住み良い環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) ごみ 事業活動及び家庭から出る一般ごみ及び空き缶、空き瓶その他の容器、包装類(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、紙くず等をいう。
- (5) 家電等 電化製品、生活及び事業用具(車両を含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、清潔で美しいまちづくりを推進する上で必要な施策を実施するものとする。

2 市は、ごみ及び家電等の投棄及び散乱防止について、市民等、事業者及び土地所有者等に対し意識の啓発を図るものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせたごみ及び家電等の散乱防止に努めなければならない。

2 市民等は、ごみ及び家電等の不法投棄をした者又は不法投棄を行おうとした者を発見したときは、速やかに情報提供するものとする。

3 市民等は、環境美化の促進に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって生じるごみ及び家電等の散乱を防止するとともに、環境美化の促進のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にごみ及び家電等の散乱防止のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(禁止行為等)

第7条 何人も、道路、広場、公園、河川、森林その他公共の場所及び他の者が所有し、又は占有し、管理する場所にごみ及び家電等をみだりに投棄し、環境の美化に支障を来してはならない。

(立入調査)

第8条 市長又は市長の指定する職員は、この条例の施行に必要な限度において、ごみ及び家電等が散乱している土地又は建物に立ち入り、必要な調査及び指導をすることができる。

2 立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(命令)

第9条 市長は、第7条の規定に違反して道路、広場、公園、河川、森林その他公共の場所にごみ及び家電等をみだりに投棄した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

2 市長は、前項の措置命令を受けた不法投棄者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該不法投棄者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該不法投棄者から徴収することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の笠懸町ごみ等の不法投棄防止条例(平成13年笠懸町条例第4号)、大間々町ごみ及び家電等の不法投棄禁止条例(平成13年大間々町条例第5号)又は東村ごみ及び家電等の不法投棄禁止に関する条例(平成13年東村条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。